

那 霸 市 告 示 第 423 号

平成 29 年 3 月 15 日

騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省、建設省告示第 1 号）別表に基づく指定区域並びに騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）の備考に基づく区域を次のとおり定め、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 24 年那覇市告示第 162 号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）は、平成 29 年 3 月 31 日限り廃止する。

那 霸 市 長 城 間 幹 子

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、第 1 表に掲げる当該区域に掲げる地域とする。
- 2 特定工場等において発生する騒音の規制基準は、第 2 表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。
- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第 1 号の規定により市長が指定する区域は、第 1 表に掲げる区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。
 - (1) 第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域
 - (2) 第 4 種区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内
- 4 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考により市長が定める区域は、平成 29 年那覇市告示第 422 号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の表に掲げる当該 A 類型区域を a 区域とし、B 類型区域を b 区域とし、C 類型区域を c 区域とする。

第 1 表

第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
第 1 種低層住居専用 地域 第 2 種低層住居専用 地域	第 1 種中高層住居 専用地域 第 2 種中高層住居 専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域

備考

- この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいう。
- 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第 1 項の規定により分区に指定された区域は除く。
- 規制する地域の詳細図面は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

第 2 表

左欄	右欄		
	昼間 (午前 8 時から 午後 7 時まで)	朝夕 (午前 6 時から 午前 8 時まで / 午後 7 時から午 後 9 時まで)	夜間 (午後 9 時から 翌日の午前 6 時 まで)
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

備考

- 左欄の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ第 1 表に掲げる区域をいう。
- 第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域の区域内に所在する第 3 項第 2 号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から 5 デシベルを減じた値とする。